

釣り台付き遊歩道(脇田海釣り棧橋)
指定管理者業務の基準

令和6年9月
北九州市産業経済局水産課

1 本書の位置づけ

釣り台付き遊歩道(脇田海釣り棧橋)指定管理者業務の基準(以下「本書」という。)は、北九州市(以下「市」という。)が、釣り台付き遊歩道(脇田海釣り棧橋)(以下「釣り棧橋」という。)の指定管理者の公募を実施するにあたって、応募者が提案する際に要求する業務の一定の基準を示すものである。

本書は、別途配布済みの「釣り台付き遊歩道(脇田海釣り棧橋)指定管理者募集要項」(以下「募集要項」という。)の規定を補い、あるいは詳細を規定するものである。

応募登録者は自らの責任において、北九州市漁港管理条例(以下「条例」という。)及び北九州市漁港管理規則(以下「規則」という。)をはじめとする、関係法令等(別紙1参照)を十分調査の上、提案するものとする。

なお、本書に記載のない業務の詳細な部分については、年度協定締結時に別途定める。

2 指定管理者が行う業務の概要

(1) 釣り棧橋の維持管理に関する業務

- ア 施設の開閉
- イ 設備の操作
- ウ 施設の保守点検
- エ 施設の清掃
- オ 塵芥処理
- カ 消耗品の交換・補充
- キ 施設・設備の諸修繕
- ク 夜間・休日警備(機械警備可)
- ケ 消防設備の法定点検
- コ その他施設の維持管理に必要なもの

(2) 利用の届出の受理に関する業務

- ア 利用の届出の受理
- イ 混雑等にとまなう入場の規制
- ウ 利用料金の出納
- エ その他利用の届出に対するもの

(3) 施設利用者の安全管理・案内に関する業務

- ア 入場者の整理・迷惑行為の規制
- イ 気象の変化等にとまなう施設開閉の判断
- ウ 監視
- エ 海中転落時の救助
- オ けが・急病等の応急処置
- カ 施設の案内
- キ 釣果等釣りに関するSNSなどITを活用した情報提供・指導
- ク その他利用者の安全管理に必要なもの

(4) その他管理運営に関する業務

- ア 事業計画書及び収支計画書の提出
- イ 業務報告書(月報)、事業報告書及び収支決算書の提出

- ウ 関係機関との連絡調整、地元漁業者と施設利用者との調整
- エ 地域や類似施設及び近隣施設との連携に関する業務
- オ 利用者確保のための広報・事業実施
- カ 棧橋周辺の環境保全に関する業務
- キ 自己評価の実施
- ク 保険契約（市との協議で決定する内容以上の保険加入）
- ケ 指定期間終了による引継業務

(5) 業務実施に関する基本事項

- ア 管理運営を実施する範囲は、釣り棧橋の施設全域とする。（別紙2,3,4を参照）
- イ 施設の管理運営にあたっては、釣り棧橋内の安全情報施設（管理棟）を使用すること。
- ウ 利用者に対して支障なく対応できる人員体制を確保すること。
- エ 管理運営にあたっては、条例、規則及びその他関係法令等の遵守に努めること。
- オ 設備を含む建物全体が有する性能を保つこと。
- カ 劣化等による危険や障害を未然に防ぐこと。
- キ 省資源及び省エネルギーに努めること。
- ク 釣り棧橋付近の海域は、漁業資源育成の場であることに留意して管理運営を行うこと。

3 釣り棧橋の維持管理に関する業務

(1) 保守点検に関する業務

ア 釣り棧橋施設の保守点検業務

釣り棧橋施設を巡視し、建物、設備等が正常であるかどうかを目視及び動作確認により点検すること。なお、異常を感じた場合は必要な措置を講じ、その状況を市に報告すること。

イ 対象施設及び設備

対象となる施設及び設備は、釣り棧橋に関連する、すべての建築物、構築物及びそれらの設備である。詳細は、別紙5 管理物件 (1)管理施設及び付属する設備を参照。

ウ 法令の遵守等

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

エ 管理運営体制の策定

本業務の実施に先立ち、管理運営体制と人員配置計画を定め、市へ届け出ること。

オ 消耗品等

本業務に必要な消耗品及び工具類等は、全て指定管理者が調達、負担すること。

カ 損害補償

管理上の蝦庇による、機器の故障等に伴う事業停止等に係る指定管理者の損害について、市はこれを補償しない。

キ 施設、設備管理台帳の整備

施設、設備管理台帳の作成(電子データ)及び整理(機器仕様、修繕及び保守、点検の履歴等)を行うこと。

保守、点検及び修繕等を行った場合は、指定管理者は完了後直ちにその内容、完了日、施工業者等を施設設備管理台帳に記載すること。

(2) 修繕に関する業務

ア 修繕

(ア) 修繕とは、建築物、構築物及び設備の劣化や損傷部分、機器の性能並びに機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう、施設の機能を向上させる目的での小規模な改修、改造及び改装に関しては、修繕に含むものとする。

(イ) 釣り桟橋の管理運営に関する業務の場合

a 費用の負担

(a) 1件当たりの修繕費の見積額が5万円未満の時は、指定管理者が負担すること。

(b) 1件当たりの修繕費の見積額が5万円以上の時は、市が負担すること。

b 実施

(a) 1件当たりの修繕費の見積額が5万円未満の場合の取り扱い

指定管理者は修繕の内容について、事前に市と協議すること。協議の結果、修繕を実施する場合は、指定管理者が行うこと。

業者の手配、修繕費の支払等は、指定管理者の判断で行うこと。

(b) 1件当たりの修繕費の見積額が5万円以上の場合の取り扱い

指定管理者は修繕の内容について、事前に市と協議を行うこと。協議の結果、修繕を実施する場合については、市が行う。

(ウ) 指定管理者が行う修繕に関しては、修繕完了後、市に報告書(写真含む)を提出すること。

イ 改修工事及び大規模改装

(ア) 改修工事とは、資本的支出に該当する工事をいう。大規模改装とは、施設の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段(建築基準法第2条第5号))の一種以上の過半に係る建築行為をいう。

(イ) 改修工事及び大規模改装(以下「改修工事等」という。)に係る費用は、全て市が負担する。

(ウ) 改修工事等の実施は、全て市が行う。

(エ) 改修工事等を行う必要が発生した場合には、指定管理者は市に対して依頼を行うことができる。市は改修工事等の依頼があった場合、その妥当性、必要性等を検討し、予算措置がされた場合のみ改修工事等を行う。なお、市の決定に対し異議は認めない。

(オ) 市が決定した改修工事等の工期、日程、工法等について、指定管理者からの異議は認めない。また、改修工事等の際に指定管理者は、市に協力すること。

ウ 改造及び改装

(ア) 改造及び改装とは、自主的に実施する建築等行為を言う。

(イ) 改造及び改装は事前に市と協議を行い、市が承認した後に実施すること。

(ウ) 改造及び改装に係る費用は、全て指定管理者が負担すること。

(エ) 改造及び改装は、全て指定管理者が行うこと。

(オ) 改造及び改装完了後、直ちに市に報告書(写真含む)を提出すること。市が実施のやり直しを指示した場合は、これに従うこと。

(カ) 指定期間終了後は、原状に回復すること。

エ 緊急対応

災害時や機器故障等緊急時の対応は、指定管理者が行う。緊急対応後、修繕範囲外と予測される場合は、市と協議の上その後の処置を決定する。

(3) 備品の管理に関する業務

ア 業務範囲

釣り桟橋施設に配置されている備品の維持、管理、点検及び交換。

なお、備品の詳細については、別紙5管理物件（2）管理物品を参照。

イ 業務内容

(ア) 救命胴衣の貸出し、回収、洗浄、保管

(イ) 救命浮輪の管理、点検

(ウ) 救命胴衣、救命浮輪の交換

(エ) その他備品の維持管理

ウ 実施要領

(ア) 業務内容

a 釣り台部分に立ち入って、釣り等を行うとの届出があった利用者に対し、4（1）に示す利用料金の徴収とともに、救命胴衣を貸与すること。また、貸与した救命胴衣は、利用者が釣り桟橋を退場する際に回収すること。

b 救命胴衣の点検、洗浄は、必要に応じて適宜、実施すること。

c 救命胴衣は、安全情報施設（管理棟）の所定の場所に保管すること。

d 救命浮輪の点検は、必要に応じて適宜、実施すること。

e 救命用ボートは、常に点検整備を実施し、事故発生時に早急な対応が出来るようにしておくこと。

(イ) 救命胴衣、救命浮輪の交換、補充

定期的な点検で交換の必要が生じた備品（救命胴衣及び救命浮輪）については、指定管理者が調達、費用負担をすること。ただし、指定管理者制度導入時に市が想定していた救命胴衣及び救命浮輪の絶対数が不足する場合については、市が不足分を補充し、その後の維持、管理、交換については、指定管理者が行うこととする。

(4) 清掃業務

ア 業務範囲

釣り桟橋施設の全域

イ 業務内容

(ア) 日常清掃

(イ) ゴミ処理

(ウ) 本業務に関して、関係する法律や条例等で定められている各種手続き

(エ) その他市の指示する簡易な作業

ウ 実施要領

(ア) 業務日及び業務時間

a 原則として、定休日以外の毎日とする。原則として、開門前及び閉門後とする。

b その他、必要に応じて適宜、実施すること。

(イ) 作業員

a 作業員は心身とも健全な者であること。

b 業務の実施にあたり、利用者に支障のないよう留意すること。

c 作業員の服装は常に清潔にして所定の制服(名札つき)を着用すること。

d 作業員が、釣り桟橋内の秩序を乱すような行為をした場合には、市は必要に応じて、指定管理者に対して、作業員の変更を命ずることができる。

(ウ) 消耗品等

本業務に必要な備品及び消耗品は、全て指定管理者が調達、負担すること。

(エ) ゴミの収集について

- a 指定管理者は、それぞれ必要量のゴミ箱を用意し、利用者が不要釣り具、釣り針その他のゴミを放置することのないよう必要箇所に設置すること。
- b ゴミの回収を、定期的に行い、臭気等の発生や風等により散乱することがないようにすること。(多客日等は回数を増やして行う必要がある。)
- c 放置してあるゴミ、釣り具、釣り針等は、安全衛生の観点から、釣り桟橋内巡回の際に収集すること。
- d 休憩棟の内部のゴミについても、巡回の際に収集すること。

(オ) 釣り桟橋のトイレの清掃

- a 釣り桟橋内のトイレについては、清掃により常に清潔に保つこと。
- b その他、定期的な巡回を実施し、必要に応じて清掃を行うこと。

(カ) 検査

作業については、市が必要に応じて検査を行い、指定管理者が不相当又は瑕疵の指摘を受けたときは、直ちにその指示に従い手直しを行うこと。

(キ) ゴミの適正な処理

指定管理者は清掃を実施する日毎に、清掃業務及び日常的使用により生じたゴミを搬出し、事業系一般廃棄物として関係する法律、条例に基づき、市の排出区分に応じ、適正に処理を行うこと。

(5) 保安警備業務

ア 業務範囲

釣り桟橋施設の全域

イ 業務内容

(ア) 一般的監視業務

- a 雷警報機等防災設備による監視、操作及び対応処置
- b 緊急事態発生時の対応処置
- c 関係部署への連絡、通報
- d その他防災、警備上必要な指示、連絡

(イ) 警備業務

- a 釣り桟橋内への出入管理
- b 入り口の開閉門及び施錠、開錠
- c 不法侵入者、不審者の侵入防止、発見、阻止及び牽制
- d 不審物の持ち込み防止及び早期発見と処置
- e 物品搬出入管理

(ウ) その他の管理業務

- a 消防設備の法定点検
- b 救命艇使用時の安全確認
- c 廃棄物の不法投棄・留置の防止・改善指導
- d 業務用放送及び業務用掲示
- e 修繕等立会い
- f 届出事項の確認
- g その他釣り桟橋内の状況把握

(エ) 巡回業務

釣り桟橋内外にわたり、定時巡回及び不定時巡回を実施する。

- a 水難・火災・盗難の予防、防止、その他事故発生の兆候の発見と処置
- b 不正、不良行為の予防、防止
- c 消火器、消火栓等諸設備の外観点検
- d 避難経路、階段上等の障害となる物品の排除のための処置
- e 事故発生時における初期対応及び通報
- f 盗難事故発生時における通報及び現場保存
- g 不法侵入者、不審者の潜伏可能箇所の点検
- h 釣り桟橋の破壊箇所発見時の報告及び危険と認められた場合の処置
- i 浸水、漏水事故発見時の応急処置
- j 悪天候等の兆候の把握
- k 各所の扉、窓の施錠、開錠の点検
- l 不要電灯の消灯
- m 不要電源の切電
- n 煙草の吸殻の未処理及び灰皿等の安全確認
- o 危険、禁止行為の発見と阻止
- p 釣り桟橋内外にわたり、不審物、忘れ物等の早期発見と処置

(オ) 緊急対処業務

緊急事態が発生した場合は、事態を敏速かつ的確に確認し、臨機応変の処置をとり、市及び関係部署に通報、連絡すること。

- a 現場における、負傷者の救護、その他必要な第一次処置
- b 人命尊重を優先し、適切な避難誘導、その他必要な処置
- c その他事前に予知し得ない事態については、指定管理者が臨機応変に対処する

(カ) 釣り桟橋秩序維持業務

- a 酩酊者、迷子等保護を要する者の一時取扱い
- b 喧嘩、嫌がらせ行為、放歌等著しく、釣り桟橋の平穏を害する行為の取締まり

(キ) その他の業務

- a 遺失物、拾得物の受付と保管処置
- b 各種イベントへの協力
- c その他緊急時、市が必要と認める要請事項

(ク) 責任者の配置

指定管理者は、本業務全般に精通し監督責任者を選任し、市へ届け出ること。

(ケ) 消耗品等

本業務に必要な備品及び消耗品は、全て指定管理者が調達、負担すること。

4 利用の届出の受理に関する業務

利用の届出があった場合、これを速やかに受理すること。なお、利用料金については、条例第15条第3項の規定に基づき市長の承認を受け、指定管理者が定めること。また、指定管理者は、利用料金に関する市の施策に協力すること。

(1) 利用料金の出納

- ア 釣り台利用者に対して、条例第15条第3項の規定により定められた利用料金の徴収を行うこと。
- イ 利用料金の出納にあたっては、関係帳簿を作成すること。

(2) 利用料金の減免及び返還

条例第15条第5及び第6項に基づく、利用料金の減免及び返還に関する業務を行うこと。

(3) 釣り桟橋の利用の制限に関する業務

利用者が集中して、釣り桟橋の安全、快適な利用が困難であると指定管理者が判断した場合、利用者の入場を一時的に制限することができる。

5 施設利用者の安全管理・案内に関する業務

利用者の安全対策及び事故発生時の対応についての基準を示す。

釣り桟橋は海域に面しており、自然の影響を強く受ける施設であるため、安全対策については十分な対策を講じること。

(1) 安全対策について

ア 強風等発生時の対応

釣り桟橋は海域に面していることから、海上で発生する強風等に対する十分な対策が必要である。

(ア) 日常の監視

目視及び計器による海上風等の観測を行い、常に風、波浪の状況を把握すること。

(イ) 一時避難

強風等が確認され、避難の必要が生じた場合は、釣り台上の利用者を釣り桟橋内の安全な場所に一時避難誘導すること。

(ウ) 避難解除及び閉園措置

避難の解除については、目視及び計器により状況を十分把握し、危険が完全に去ったことを確認した上で行うこと。

強風等が継続するおそれがある場合は、閉園等の措置をとること。

イ 雷発生時の対応

釣り桟橋は、屋外であることや海水が付着していること、さらに近年では軽量釣り竿にカーボンが使用されていることから、雷に対する対策が必要である。

(ア) 日常の監視

雷警報装置により、雷の接近状況を監視すること。さらに気象情報等を入手して天候の動向に注意すること。

(イ) 一時避難

雷の接近が確認され、避難の必要が生じた場合は、利用者を釣り桟橋内の安全な場所(避雷針の設置場所)に一時避難誘導すること。

(ウ) 避難解除及び閉園措置

避難の解除については、目視及び計器により状況を十分に把握し、危険が完全に去ったことを確認した上で行うこと。

雷が継続するおそれがある場合は、閉園等の措置をとること。

(2) けが人、病人等の救護

ア 救護場所

けが人・病人等(以下「けが人等」という。)の発生に備えて、救護場所を設けるととも

に、そこに、応急の救急資材を常備し、けが人等の初期救護を行うこと。

イ 救急車等の手配

けが人等の状況により、病院等への搬送が必要であると判断した場合には、直ちに救急車を呼ぶ等の措置を行うこと。

(3) 海上への転落者の救助

ア 救助の心得

海上への転落事故が発生した場合は、人命を最優先に考えて救助にあたること。

イ 小型船舶操縦の常駐

海上への転落者の救助を行うため、小型船舶操縦免許(2級以上)所有者を釣り棧橋周辺に開園中1名以上必ず常駐させること。

ウ 救助訓練の実施

転落者の救助にあたっては、日頃よりその訓練を行い、事故発生時には直ちに行えるようにしておくこと。

エ 救命艇の配置

救命艇は、釣り棧橋周辺に指定管理者が1隻以上を用意すること。救命艇は最低4人乗りで、全長5メートル程度の船外機船とする。

また、日々の整備を行い、事故発生時に早急な対応が出来るようにしておくこと。

(4) 台風等の防災対策

釣り棧橋は、海域に面し、また遮るものがないことから、台風等の暴風、波浪等により釣り棧橋の施設が甚大な損害を被ることがある。ついては、被害を最小限にとどめるよう事前の対策が必要である。

ア 台風等の接近が予想されるとき業務

(ア) 暴風、波浪等により、釣り棧橋内に設置してある備品等が流出することがないように事前に対策を講ずること。

(イ) 釣り棧橋の施設に損害を与える可能性のあるものについても、あらかじめ別途保管するなどの対策をとること。

イ 台風等の危険が去ったあとの業務

(ア) 釣り台等に異常がないかを確認し、その結果を市へ報告すること。

(イ) 開園に当たっては、上記の異常がないことを十分確認してから行うこと。

(ウ) 救命具等の備品についても、所定の位置に戻してから行うこと。

6 その他管理運営に関する業務

(1) 事業計画書及び収支予算書の提出

指定管理者は、釣り棧橋に関する業務の翌年度以降の事業計画については、年度ごとに市と協議し、原則、前年度の12月末までに確定の上、事業計画書及び収支予算書を市に提出すること。

(2) 業務報告書(月報)の作成

指定管理者は、釣り棧橋及び利便施設の管理運営に関する業務の収支の実績である「業務報告書」を翌月10日までに作成の上、市に提出すること。

(3) 事業報告書及び収支決算書の提出

指定管理者は、一事業年度が終わるごとに、釣り桟橋に関する業務の前年度の事業報告書及び収支決算書を、毎年4月末までに作成の上、市に提出すること。報告事項は以下のとおり。

なお、指定管理者が行う報告書等の様式については、協議により定める。

ア 釣り桟橋に関する業務の実施状況（利用者数、利用料金の徴収等その他各業務の実施状況）

イ 指定管理者との協定書で定める経営の状況を把握するために必要な書類(例=指定管理者の財務諸表等)

ウ その他必要な資料

(4) 事故報告書の作成

指定管理者は、事故が発生した場合は「事故報告書」により、速やかに市に報告を行うこと。

(5) その他の報告の作成(作業予定書・業務報告など)

市は指定管理者に対し、定期又は必要に応じて報告を求めることができる。

(6) 関係機関との連絡調整 及び 地元漁業者と施設利用者との調整

ア 関係機関との連絡調整

指定管理者は、市と連絡調整会議（モニタリング）を開催すること。出席者、内容等については協議により定める。

イ 地元漁業者と施設利用者との調整

施設の運営にあたっては、地元漁業者と施設利用者との調整が不可欠であるため、釣り桟橋の運営に支障が生じないように、地元漁業者との連絡調整を密にし、漁業者の理解と協力を得ること。

ウ 近隣施設との連携

施設入口にある駐車場（ひびき灘漁業組合が運営）との連絡調整を行うこと。また、悪天候等により施設を閉鎖する場合についても、支障が生じないように配慮すること。

(7) 利用者確保のための広報・事業実施

利用者の利便性や利用率の向上を図るため、パンフレット等の作成、釣り桟橋ホームページの開設、運営・情報誌等の様々な媒体を通じての広報業務に主体的に取り組むこと。

(8) 環境保全に関する業務の実施

釣果を維持するため、定期的に釣り桟橋周辺の海域を確認し、藻場の保全活動や根がかり清掃、種苗放流及び施設付近の海上ゴミの撤去等、必要に応じて対策を講じること。

(9) 保険契約

釣り桟橋内の事故等により損害が発生した時、施設そのものの欠陥による場合は市の責任とするが、釣り桟橋施設の管理瑕疵による損害は指定管理者の責任とする。よって、損害賠償保険については、指定管理者が加入すること。なお、保険範囲については、協議により定める。

(10) 自己評価の実施

ア 自己評価の実施

指定管理者は、利用者に対して聞き取りなどを行い、釣り桟橋の管理運営に関する事務の自己評価を実施すること。

イ 自己評価の反映

自己評価の結果は、指定管理者が行う業務に反映させるよう努めること。また、その反映状況について、市に報告すること。

(11) 指定満了後の引継ぎの業務

指定管理者は、指定期間が終了する前（市が必要と認める期間）において「次期指定管理者」に対して本書に記載する業務に関する引継ぎを行わなければならない。「次期指定管理者」とは指定期間後の指定管理者で、指定期間の指定管理者と異なる場合の指定管理者のことをいう。

7 事業評価

市は、利用者に対するモニタリングの結果及び事業報告を基に、毎年の活動内容について、事業評価を実施する。

8 是正勧告

利用者に対するモニタリングの結果、毎年の事業報告書、業務報告書に基づき、指定管理者が行う業務の内容に改善が必要と認める場合は、市はその都度立入調査を行い、協議の上、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行うものとする。

なお、是正勧告等によっても改善が見られない場合及び指定管理者が行う業務が、本書で示す基準を満たしていないと市が判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消す場合がある。

9 留意事項

(1) 釣り桟橋は公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 市と連携を図った運営を行うこと。

(3) 市が施設を使用する場合及び市との共催により関係団体が施設を使用する場合は、市と指定管理者との間で使用の調整を行う。

(4) 指定管理者は、地域の催しやイベントなどには、可能な限り参加し、連携するよう努めること。

(5) 災害、事故等による釣り桟橋施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第1次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をするとともに、直ちに市に報告すること。

また、災害拡大の防止対策に努めるとともに、適切な対応ができるよう体制を整備すること。

(6) 釣り桟橋に従事する職員は、利用者に職員と分かるように、名札の着用等を行うこと。

(7) 不可抗力及び自然災害で、市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、指定管理者が行う業務が困難となり、指定管理者に損害が生じても、市はこれを補償しない。

- (8) 釣り技術に関する助言、指導を行うこと。(仕掛け作り、釣りポイントの指導や釣りマナーの指導など。また、安全対策として救命胴衣の貸し出しなど。)
- (9) 地域の活性化を考慮し、職員は地元からの雇用に配慮すること。
- (10) 協定書に定めのない事項、または協定書の内容に疑義が生じた場合は、市と指定管理者との間で協議する。

10 施設の設置目的外の業務（自主事業）について

自主事業に関する費用は、指定管理者が全額負担するものとする。

また、自主事業の詳細については、市と事前に協議を行い決定すること。

なお、自主事業に伴う施設の使用については、市長へ行政財産の目的外使用許可を申請して、許可を受けること。

11 参考資料等

別紙	1	関係法令等
		(1) 地方自治法（抜粋）
		(2) 北九州市漁港管理条例（抜粋）
		(3) 北九州市漁港管理規則（抜粋）
		(4) 釣り台付き遊歩道施設管理要領
		(5) 釣り台付き遊歩道（脇田海釣り桟橋）従事者マニュアル
		(6) 釣り台付き遊歩道危険防止措置基準
		(7) 北九州市個人情報保護条例（抜粋）
別紙	2	施設概要
別紙	3	施設平面図
別紙	4	建物平面図
別紙	5	管理物件
別紙	6	過去実績データ（令和元～5年度）